

浜松市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費理由書作成業務手数料支給要領

（目的）

第1条 この要領は、浜松市高齢者地域支援事業実施要綱に定める介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費理由書作成業務手数料の支給について、必要な事項を定める。

（理由書作成業務手数料の請求）

第2条 請求者は、住宅改修理由書作成業務手数料支給事業実績報告書（第1号様式。以下「実績報告書」という。）を当該居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請月の翌月20日までに市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、作成者（指定居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員、及び指定介護予防支援事業者の職員を除く。）の資格を証明する書類を添付しなければならない。

3 請求書（第2号様式）は、実績報告書の審査確定後に市長へ提出しなければならない。

（理由書作成業務手数料の支給）

第3条 市長は、前条第3項の請求を受けた場合、請求内容と実績報告書の内容及び当該居宅介護（介護予防）住宅改修費の申請内容を審査した後、適正であれば、作成者が指定居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員の場合は、指定居宅介護支援事業者に、指定介護予防支援事業者の職員の場合は、指定介護予防支援事業所に、それ以外の場合は、作成者の所属する事業所又は作成者個人に支払わなければならない。

（返還）

第4条 市長は、前条の規定によらない理由書作成業務手数料の支給を受けた者がいるときは、その者に支給した理由書作成業務手数料の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

住宅改修理由書作成業務手数料支給事業実績報告書

平成 _____ 年 _____ 月分

	被保険者番号	被保険者氏名	理由書 作成者氏名	理由書 作成日	改修着工日	住宅改修費 支給申請日
合 計					件	

上記のとおり報告します。
年 月 日

住 所
事業所名称
代表者氏名

印

第2号様式(第3条関係)

住宅改修理由書作成業務
手数料支給事業

請 求 書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

住 所
事業所名称
代表者氏名 印

次のとおり請求します。

ただし、住宅改修理由書作成業務手数料(月分)として

金 額	円也
-----	----

金額の前には必ず¥を付けてください。

手数料内訳

単 価	件 数	合 計 金 額
2,160円(消費税込み)	件	円

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座・その他()	口座番号	
フリガナ 口座名義人			